

## 補助人の権利と義務

### 1 被補助人の意思の尊重（補助人の職務の指針）

補助人は、被補助人の生活、療養看護及び財産の管理に関する事務を行うに当たっては、被補助人の意思を尊重し、かつ、その心身の状態及び生活の状況に配慮しなければなりません。

### 2 同意権と取消権

「補助人の同意を要する行為の定め」の申立てにより、同意権付与の審判がなされると、被補助人が、その審判で定められた財産上の重要な行為（民法第13条第1項の範囲内、7頁参照）を行うには、補助人の同意が必要になります。

補助人の同意を得ないでした上記行為については、補助人または被補助人が後から取り消すことができます。

ただし、日用品の購入その他日常生活に関する行為については、同意の必要はなく、また、後で取り消すこともできません。

### 3 善管注意義務（善良なる管理者の注意義務）

補助人には、被補助人に関する様々な権利が与えられるので、通常の注意義務（自分のためにするときの注意の程度）よりも高度な注意義務が課されます。

もし、注意義務に違反し、被補助人に損害を与えた場合は、損害賠償の責任が生じます。

### 4 代理権

「代理権付与」の申立てにより、代理権付与の審判がなされると、補助人は、その審判で定められた法律行為を、被補助人に代わって行うことができます。

この申立てにあたっては、ある程度具体的に行為を特定すること、被補助人が同意していることが条件となります。